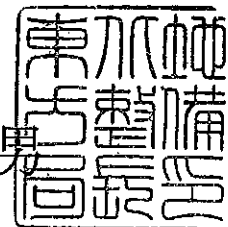


平成23年 5月23日

(株) 柿崎工務所

柿崎 力治朗 殿

東北地方整備局長 徳山 日出男



特定建設業の許可について(通知)

平成23年 4月20日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、山形県知事に係る許可については、建設業法第9条第1項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許可番号 国土交通大臣 許可(特-23) 第 24009 号

許可の有効期間 平成23年 5月23日から 平成28年 5月22日まで

建設業の種類

土木工事業
大工工事業
石工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
さく井工事業

建築工事業
とび・土工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
ほ装工事業
内装仕上工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成28年 4月22日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)